

# 令和8年度 中川村商工業振興資金のしおり

この資金は、中小企業の皆さんが、事業の発展と経営の安定のために真に必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、長野県信用保証協会(以下、保証協会)の保証を受け、金融機関を通じて低利融資を行うものです。村が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、保証協会への保証料及び利子の一部を補助しています。

## 問い合わせ先

◇中川村役場 産業振興課商工観光係 (農業観光交流センター内)

TEL 0265-96-0658

◇中川村商工会

TEL 0265-88-2073

## ご利用いただける方

### 【共通要件】

- (1) 村内で事業を営む中小企業者及び村内で開業しようとする者で、村税その他義務的納付金を滞納していないこと
- (2) 資金の償還について十分な能力を有すること
- (3) 個人事業者の場合、事業所が村外であっても住所が村内にあれば運転資金のみ利用可能。下記一覧表参照

#### 《融資対象範囲》

個人事業主		個人住所が村内	個人住所が村外
設備資金	村内事業所・事務所に設置	○	○
	村外事業所・事務所に設置	×	×
運転資金	村内に事業所・事務所あり	○	×
	村外に事業所・事務所あり	○	×
法人		本社住所が村内	本社住所が村外
設備資金	村内事業所に設置	○	○
	村外事業所に設置	×	×
運転資金	村内に事業所あり	○	×

### 【特別運転資金の貸付要件】

- (1) 県制度資金（健全化支援資金）の貸付要件のうち下記のいずれかを満たす者
  - ① セーフティネット保証1号～8号に該当する者
    - ・経済の変動に伴い事業活動に支障が生じている者で、最近3か月の売上高または売上高（収益性）が前年同期に比べ5%以上減少又は直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少
  - ② 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者
  - ③ 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する者
  - ④ 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障が生じており、次に該当する者
    - ・急激な為替相場の変動やの影響又は消費税上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高または収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少
    - ・災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少
- (2) 原油価格（エネルギー価格）高騰により燃料費・原材料の上昇等により売上げや収益が悪化し、事業活動に支障が生じている者
  - ① 直近3ヶ月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入れ価格が直近決算又は3か月のいずれか同期に比べて上昇していること
  - ② 直近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が直近決算又は過去3年のいずれか同期に比べ増加していること

### 【特別運転資金利用による借換え要件】

- (1) 特別運転資金の貸付要件に該当すること。
- (2) 返済開始後1年以上経過し、延滞のない村制度資金借入金であること。
- (3) 同一金融機関での借換えであり、従前の借入金を一括返済すること。
- (4) 対象となる従前の借入金について担保を有している場合は、借換えに際して担保を徴すること。
- (5) 対象となる従前の借入金について信用保証協会の別枠保証を利用している場合にあっては、借換えに際して同種の保証を利用すること。
- (6) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換えることはできない。

- (7) 借換えは村制度資金に限られ、新たな資金（いわゆる「真水」）を追加することはできない。
- (8) 本制度による借換えは1回に限られること。
- (9) 融資あっせん申込書の「資金を必要とする理由」欄へ資金使途が借換えである旨及び借換え対象となる従前の資金名称、元金返済開始年月日及び借入残高を明記すること。
- (10) 金融機関は事業計画書を徴するなど、事業の内容把握に努めること。

**※ 次の場合は利用できません**

- ・金融機関から取引停止の処分を受けている場合
- ・保証協会等で代位弁済中の場合
- ・許可等が必要な業種でこれを受けずに営業している場合
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合

**資金使途**

中小企業者がその事業を行うために必要な事業資金（運転資金、設備資金）に限ります。ただし、車両については、車体に企業名又は屋号を一見して認識できるサイズで表示したものは設備資金の対象とします。

**【後継者育成資金の資金使途】**

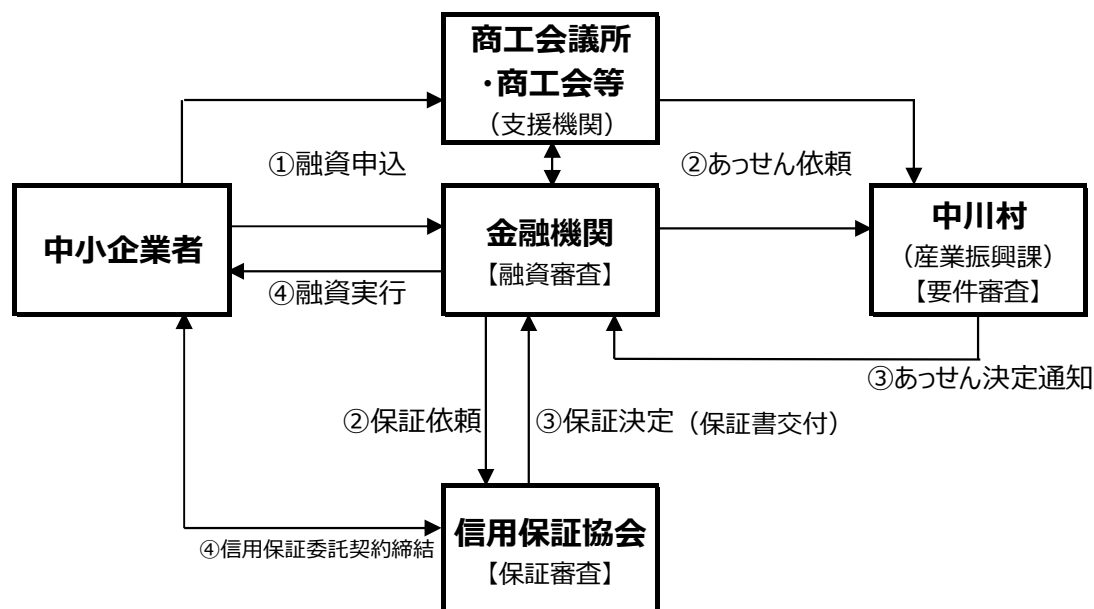
- (1) 設備資金  
事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地、建物を含む）の取得、増設、改良等のものであって、これにより事業の拡大、品質の向上、コストの引き下げ等が図られ、経営の合理化等に役立たせるもの（計画書添付）
- (2) 研修資金  
能率的な技術又は経営方法を実地に習得するための商工関係団体が行う長期な研修で、旅費、教材費、視察費等研修に必要な費用（他の補助のある研修は除く）。研修日数10日以上で、目的、日程、場所、費用等を明記した主催者発行の通知の写しを添付

**※ 次の場合は設備資金の対象となりません**

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・既に設置取得等がなされているもの
- ・中川村外に設置されるもの

**借り入れ手続き**

融資申込書提出から融資実行まで約2週間程度の期間が必要となりますので、余裕を持ってお申込みください。申込期限は融資実行日10日前（年末年始、年度末は別に定める）までとします。



【中川村商工業振興資金の一覧】

令和8年4月1日～

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	利率 (%)	利子補給 (%)	保証人	備考		
設備資金	設備資金	1,000万円	7年以内 (据置12ヶ月以内)	2.3	0.9	個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする	見積書及びカタログ又は図面添付		
運転資金	運転資金	1,000万円	5年以内						
小口資金	設備資金	1,000万円	5年以内	2.2	0.9		個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする	保証協会の保証残高が5,000万円以内	
	運転資金								
小口零細資金	設備資金	1,000万円	10年以内	2.1	1.1			個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする	保証協会の「小口零細企業保証制度」に該当する者
	運転資金								
後継者育成資金	設備資金	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月以内)	2.1	1.3	個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする			従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人又は法人(以下「小規模事業者」という)で、当該商工業に従事する45歳以下の後継者を有する者若しくは小規模事業者で事業主又は代表者が45歳以下の者
	研修資金	100万円	3年以内						
特別運転資金 ・ 不況対策資金	設備資金	2,000万円	10年以内 (据置12ヶ月以内ただし危機関連保証の場合は24ヶ月以内)	1.5	0.9		個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする		次のいずれかに該当する者 ①県制度資金(健全化支援資金)の貸付要件を満たす者 ②原油価格高騰により燃料費・原材料の上昇等により売上や収益が悪化し事業活動に支障を生じている者
	運転資金								
創業支援資金	設備資金	1,000万円	7年以内 (据置12ヶ月以内)	1.5	1.0			個人は原則不要  法人は原則代表者を保証人とする	新規開業予定者及び新規開業してから5年未満の者で、商工会の経営指導員等の経営指導を受けて適切な創業計画等を作成している者
	運転資金								

※ 1企業あたりの融資限度額は、貸付残高と合わせて1,000万円です。(後継者育成資金及び特別運転資金は除く)

※ 保証料は村が全額または一部を負担します。負担割合は以下のとおりです。

事業者選択型経営者保証非提供制度の利用	村の負担割合
利用なし	10/10
利用する (0.25%上乗せ時)	3/4
利用する (0.45%上乗せ時)	2/3

取扱金融機関

融資あっせん申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記取扱金融機関へお申し込みください。

- ◆ アルプス中央信用金庫 中川支店 TEL 0265-88-3333
- ◆ 八十二長野銀行 飯島支店 TEL 0265-86-3182
- ◆ 八十二長野銀行 松川支店 TEL 0265-36-2582
- ◆ 飯田信用金庫 大島支店 TEL 0265-36-3211